

番号：150985

国名：ミャンマー

担当部署：社会基盤・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室

案件名：「人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト」終了時評価調査（情報収集/評価分析）

#### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：情報収集/評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

#### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年12月中旬から2016年6月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.9M/M、現地 1.87M/M、合計 2.77M/M
- (3) 業務日数：準備期間 現地業務期間 整理期間  
第一次（情報収集） 4日 28日 5日  
第二次（評価分析） 4日 28日 5日

#### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月2日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は

郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）

（いずれも提出期限時刻必着）

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）

（[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 8点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

大メコン圏 (Greater Mekong Sub-region) では、近年の地域経済発展に伴い、経済開発の負の影響として、国家間の経済ギャップ、都市と農村部での貧富の格差が拡大し、麻薬や武器の取引、組織犯罪の広がりとともに人身取引という国境を越えた課題が深刻化している。5か国と国境を接するミャンマーでは、経済成長の著しいタイと中国が主な受入国となっており、工場、農業、漁業などの分野での強制労働のみならず、性産業においても人身取引被害が増加している。

人身取引が国境を越えた犯罪であることから、メコン地域ではさまざまな多国間、二国間の協力体制が整備されている。特に、2004年に始まった人身取引対策に関するメコン地域閣僚会議 (Coordinated Mekong Ministerial Initiative Against Trafficking: COMMIT) は、中国を含むメコン地域6カ国の政策レベルの協力枠組みで、人身取引に対する予防、訴追、被害者保護 (送還・帰還)、社会復帰に関する事項での地域的な連携を謳った地域覚書 (Memorandum of Understanding: MoU) に署名している。更に、関係国間で二国間MoUを締結し連携が促進されている。例えばミャンマータイ間のMoUでは、詳細な行動計画が策定され、被害者の早期送還・帰還が促進されるとともに、ケース・ワーカー・ビジットが定期的に行われており、実務者レベルの交流も行われている。

ミャンマー政府は、1997年に女性と子どもの人身取引国家行動計画を策定し、2005年には人身取引対策法を成立させ、翌2006年には内務大臣を委員長とする人身取引対策中央委

員会（以下CBTIP）を設立した。その後、「人身取引対策国家行動5か年計画2007～2011」を作成し、2008年3月には5か年計画を実施するためのナショナルタスクフォースを設置し、防止や取締りにおいては他ドナーによる支援が実施されてきた。しかしながら、被害者に対する保護やサポートは十分に行われておらず、被害者が隣接国から帰還しても、社会復帰するための精神的ケアや経済的自立を支援する制度がほとんど存在していないため、再び搾取される状況に戻る悪循環に陥っていた。

JICAは2009年3月から2010年3月まで社会福祉・救済復興省社会福祉局（以下、DSW）に短期専門家を派遣し、被害者保護にかかる現状調査を行った。同調査を通じて、ミャンマーには被害者保護シェルターを核とした被害者帰還支援のメカニズムが存在し、DSWを始めとして警察やNGOなどの関係機関が被害者帰還における多様なプロセスに携わっていることが判明した。しかし、DSW職員及び関係者の保護シェルター運営や被害者保護に関するキャパシティは十分ではなく、特に被害者保護・支援に携わる実務者のソーシャルワークに関する能力強化の必要性が明らかになった。加えて、様々な機関が携わる人身取引被害者保護・自立支援の一連のプロセスにおいて、関係機関の更なる連携の促進も課題となっていた。

こうした状況の下、CBTIPは人身取引被害者の保護関係者の能力向上を目的とした技術協力プロジェクトを我が国に要請した。これを受けてJICAは2012年6月から2015年6月までの3年間の予定でヤンゴン、マンダレーを対象としCBTIPをカウンターパート(C/P)機関とした技術協力プロジェクト「人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト」（以下、現行プロジェクト）を開始した。本事業では、CBTIP、DSW、ミャンマー警察、ミャンマー女性連盟等（以下、ミャンマー側関連機関）と連携し、人身取引被害者の保護・自立支援に携わる人材の能力向上にかかる研修、研修受講者によるパイロット活動の計画・実施、および人身取引被害者の保護・自立支援に携わる人材が実務に活用できるツールおよび情報の整備、共有を行っている。なお、これまで実施してきた研修や開発したツール等について研修受講者からのフィードバックを得て、改善を図り、定着・普及させる目的で1年間のプロジェクト延長を行っているところである。また、人身取引被害者保護、社会復帰を目的とした技術協力プロジェクト(次期プロジェクト)の実施も検討されている。

上記背景を踏まえ、本業務においては、ミャンマー側関係機関との協力の下で、現行プロジェクトの活動の実績、成果を評価・確認するとともに、ミャンマー側関係機関の今後の人身取引対策の方針や周辺情報を確認し今後の能力強化の方向性について検討する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

## (1) 第一次派遣

### 1) 国内準備期間 (2015年12月下旬～2016年1月上旬)

①ミャンマーの人身取引対策分野の現状、政府の政策と今後の方針、現在の課題等に関して、既存の資料等を基に整理する。

②現行プロジェクトの活動内容について既存の資料を基に整理する。

③先方関係機関および関連プロジェクト関係者に対する質問票を作成する。

④担当事項の調査方針と調査工程を取りまとめる。

⑤対処方針会議やその他打合せ等に参加する。

### 2) 現地派遣期間 (2016年1月中旬～2月中旬)

①JICAミャンマー事務所等との打合せに参加し、調査の内容や留意点について協議・確認する。

②ミャンマーの人身取引対策の政府の取組を概観するため、以下の情報を収集し、分析する。

ア) ミャンマー政府の人身取引対策に係る制度、政策

イ) ミャンマー政府実施機関・関連機関の組織、人員体制

③ミャンマーにおいて実施されている人身取引被害者保護・自立支援にかかる活動を以下の三つの実施主体にわけて整理し、次期プロジェクトにおける協力の可能性を検討する。

ア) ミャンマー政府による活動 (各地シェルターの状況に関する情報を含む)

イ) ミャンマー政府以外の機関による活動

ウ) コミュニティレベルの活動 (Community Based Watch Groupに関する情報を含む)

④ ミャンマーにおける人身取引対策にかかる支援状況を下記の4分野にわけて整理し、次期プロジェクトの方向性および協力の可能性を検討する。

ア) 政策分野

イ) 予防分野

ウ) 訴追分野

エ) 保護・社会復帰分野

### 3) 帰国後整理期間 (2016年2月上旬)

①帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る結果を報告する。

②担当分野に係る情報収集調査報告書 (案) (和文・英文)を作成する。

## (2) 第二次派遣

#### 1) 国内準備期間 (2016年4月下旬頃)

- ①既存の文献、報告書等 (事業進捗報告書、業務完了報告書、専門家報告書、活動実績資料等) をレビューし、プロジェクトの実績 (投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、評価グリッド (案) (和文・英文) を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド (案) に基づき、プロジェクト関係者 (プロジェクト専門家、C/P機関、ミャンマー側関係機関、及び人身取引対策支援に関係する他ドナー等) に対する質問票 (英文) を作成し、JICAミャンマー事務所を通じて事前配布する。
- ④対処方針会議等に参加する。

#### 2) 現地派遣期間 (2016年5月上旬頃～2016年6月上旬頃)

- ①JICAミャンマー事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③事前に配布した質問票を回収し、ミャンマー側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績 (投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記で得られた結果をもとに、ミャンマー側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書 (案) (英文) の取りまとめ、提言を行う。
- ⑥評価報告書 (案) に関するミャンマー側C/Pとの協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑦協議議事録 (M/M) (英文) の作成に協力する。
- ⑧現地調査結果のJICAミャンマー事務所等への報告に参加する。

#### 3) 帰国後整理期間 (2016年6月上旬頃～2016年6月中旬頃)

- ①評価調査結果要約表 (案) (和文・英文) を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書 (和文) について、担当分野のドラフトを作成する。

### 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

#### (1) 第一次派遣

- 1) 情報収集調査報告書 (案) (和文・英文 各1部)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本（両面、ホッチキス止め）とし、電子データも併せて提出する。

## （２）第二次派遣

- １）評価報告書案（英文）
- ２）担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文1部）
- ３）評価調査結果要約表（案）（和文・英文各1部）

なお、上記成果品の体裁は簡易製本（両面、ホッチキス止め）とし、電子データも併せて提出する。

## ９．見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

### （１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、「成田⇒バンコク⇒ヤンゴン⇒バンコク⇒成田」を標準とします。

## 10. 特記事項

### （１）業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

現地派遣期間は2016年1月中旬～2月中旬のうち28日間（第一次派遣）、2016年5月上旬頃～6月上旬頃のうち28日間を予定しています（第二次派遣については前後する可能性有）。

#### ②現地での業務体制

JICAの調査団員としてミャンマー事務所員が現地にて部分的に参团する可能性もありますが、大半の期間は本業務従事者が単独で現地調査を行います。

尚、第二次派遣時、JICA本部から1週間程度調査団の参团を予定しています。

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) ジェンダーと開発（JICA）
- ウ) 協力企画（JICA）
- エ) 情報収集/評価分析（コンサルタント）

なお、現地調査期間中のプロジェクトオフィスのJICA専門家の構成は以下のとおりです。

- ア) チーフアドバイザー

## イ) 業務調整

### ③便宜供与内容

JICAミャンマー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

#### ア) 空港送迎

あり

#### イ) 宿舎手配

なし

#### ウ) 車両借上げ

あり

#### エ) 通訳備上

あり

#### オ) 現地日程のアレンジ

スケジュール作成およびアポイントメントの取り付けについては、コンサルタントが実施（必要に応じて現地プロジェクトおよびJICAミャンマー事務所が支援します）。

尚、出張については以下が生じる見込みで、国内航空券はJICAミャンマー事務所が手配します。

- ・中央政府関係者との面談等：ネピドー
- ・国境地域での保護活動の視察等：シャン州タチレク、シャン州チャイントン、カレン州ミャワディ、マンダレー地域マンダレー、タニンダリー地域コータウン

#### カ) 執務スペースの提供

あり

#### キ) ビザ取得及び国内移動許可

・現地調査に必要なビザ取得のための招聘状発出およびミャンマー国内の移動許可取得にかかる手続きはJICAにて支援します。

## (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室（TEL:03-5226-8145）にて配布します。

- ・「メコン地域の人身取引対策支援における今後の地域的な取組みのあり方について」（JICA 2015年6月12日）
- ・ミャンマー社会福祉省組織図（仮）
- ・ミャンマー「人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト」運営指導調査 帰国報告会資料
- ・PDM（最新版）

②本業務に関する以下の資料が、JICA図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

・ミャンマー国人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書

### (3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

#### ②複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ありません。

③ミャンマー国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAミャンマー事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。なお、シャン州、マンダレー地域並びにタニンダリー地域への移動は、原則として空路を使用することとします。

④本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やか相談するものとします。

以上